

## 小学校教諭免許状取得

**（小H）幼稚園教諭免許状と実務経験を基に、二種免許状を取得する。**

【根拠規定】教育職員免許法別表第8（他校種の免許状の取得）

取得免許状	基礎免許状	基礎免許状を取得したのち	
小学校教諭 二種免許状	幼稚園教諭	良好な成績の実務年数	3
	普通免許状	修得を要する単位数	13

※実務年数は、「幼稚園」「幼保連携型認定こども園」「特別支援学校の幼稚部又は小学部」「小学校」「義務教育学校の前期課程」における主幹教諭、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師としての実務年数。

＜修得単位の内訳＞ 小学校教諭二種

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目	総単位数
	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計		
3		0	・各教科の指導法 10 ・道徳の理論及び指導法 1 ・生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目 2	13	0	13

＜在職年数3年の場合＞

- 備考① 各教科の指導法の単位は、「国語（書写を含む）、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育および外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）」のうち5以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。（「生活」の指導法を除く。）
- 備考② 生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目の単位は、すべての事項を含んで修得するものとする。  
 （教育職員免許法施行規則第十八条の二：平成22年度「教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に係る解釈変更について」にて通知→平成24年4月1日より施行）

幼稚園等での実務年数3年に加え、(平成28年4月1日以降の)小学校等での実務年数がある方は以下のように取得することができます。

(教育職員免許法施行規則第18条の2備考4の規定の適用)

小学校等での実務年数は、「小学校」「学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校」「義務教育学校」「特別支援学校の小学部」における教員としての実務年数。

<修得単位の内訳> 小学校教諭二種

<在職年数3+1の場合>

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目	総単位数
	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計		
3+1		0	・各教科の指導法 7 ・道徳の理論及び指導法 1 ・生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目 2	10	0	10

<在職年数3+2の場合>

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目	総単位数
	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計		
3+2		0	・各教科の指導法 5 ・道徳の理論及び指導法 1 ・生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目 1	7	0	7

備考① 「教員」とは、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことをいう。

[教育職員免許法第2条]

備考② 各教科の指導法の単位は、「国語(書写を含む)、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育および外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)」のうち4以上の教科の指導法についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。(「生活」の指導法を除く。)

備考③ 生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目の単位はすべての事項を含んで修得するものとする。